

平成21年度

一関地球温暖化対策地域協議会

総 会

日時 平成21年5月16日(土)午後3時00分

場所 ポイントワン
P o i n t 1 (一関市大町)

一関地球温暖化対策地域協議会

総会次第

1．開会

2．あいさつ

3．来賓祝辞

4．議事

報告第1号 会員の加入について	3
報告第2号 平成20年度事業報告について	4
認定第1号 平成20年度収支決算について	10
監査報告	11
議案第1号 平成21年度事業計画について	12
議案第2号 平成21年度収支予算について	16
議案第3号 役員の選出について	17
議案第4号 役員の承認について	18
一関地球温暖化対策地域協議会会則	19

その他

5．その他

6．閉会

報告第1号 会員の加入について

会員の加入状況について次のとおり報告する。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会 長 千 田 恭 平

平成21年3月31日現在

個人会員	57名
企業・団体会員	25社・団体

報告第2号 平成20年度事業報告について

規約第9条第2項に基づき平成20年度事業について次のとおり報告する。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

1 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進

市民・事業者を対象に様々な手段による情報提供を行い、意識啓発と実践活動のきっかけづくりを進めるとともに、子どもへの環境教育と環境学習機会の充実を図るための活動を推進した。

(1) 環境講演会の開催

地球温暖化に対する地域住民の意識啓発を図るため、いちのせき市民フェスタと併催し、環境講演会を実施した。

【日 時】平成20年8月31日(日)14時00分～16時00分

【場 所】一関文化センター 中ホール

【講 師】上村雄彦氏(千葉大学人文社会科学研究所地球福祉研究センター准教授)

【演 題】持続可能な「もう一つの世界」

【来場者】およそ70名

(2) 地球温暖化に関する広報の発行

地域住民への広報活動を展開し、住民一人ひとりが行動の必要性を認識し、「できることから実行する」という意識の醸成を図るため、一関市の補助を受け、市内全世帯に広報eco(エコ)を4回発行した。

【創刊号】H20.6.15発行

地球温暖化のしくみ(地球温暖化の仕組み、現状、影響)

家庭でできる取り組み紹介(夏の省エネ)、わが家のダイエット日記

環境への取り組み紹介(クリーンセンター花泉)

協議会の紹介、国・県・市の取り組み、事業のお知らせ

【第2号】H20.9.15発行

洞爺湖サミットの成果

地球温暖化のしくみ(温室効果ガスの必要性、各国の排出量)

家庭でできる取り組み紹介(エコドライブ、わが家のダイエット日記)

環境への取り組み紹介(バイオエスコート、岩手暖炉)

協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み、投稿欄

【第3号】H20.12.15発行

日本がめざす低炭素社会

家庭でできる取り組み紹介（フード・マイレージ、薪ストーブ）

環境への取り組み紹介（北上製紙）

協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み、投稿欄

【第4号】H21.3.15発行

岩手県の地球温暖化対策

家庭でできる取り組み紹介（ソーラーパネル、レジ袋）

環境への取り組み紹介（丸江）

協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み、投稿欄

（3）小学生を対象とした環境教育活動の実施

子どもたちが日常生活を通じて、暮らしと環境との関わりを知り、今日の環境問題を解決するために自らが何をすればよいのかを考え、行動していくことをサポートするとともに、子どもたちが環境にやさしいライフスタイルを身につけていくため、市が実施する「エコ友チャレンジ」に参画し、テキストの編集に携わった。

（4）「不都合な真実」上映会の開催

地球温暖化の仕組みを理解し、地球温暖化対策の必要性と緊急性を理解し、認識を深めるため、NPO法人グリーンハートが実施した上映会を支援した。

【日 時】平成20年6月21日（土）18時00分～19時30分

【場 所】一ノ関駅東口交流センター

（5）環境教育講師派遣等事業の検討

学校や団体からの要請に応じた講師派遣や教育メニューの提案等の実効性について検討し、平成21年度から実施することとした。

（6）省エネ家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫）の普及啓発

家庭における地球温暖化対策を推進するため、「すまい・まちづくりフェア」へ、出展し、省エネ家電の普及啓発に努めた。

【日 時】平成20年10月4日（土）～5日（日）

【場 所】一関市総合体育館

【来場者】およそ2000名

（7）図書の寄贈、図書館における地球温暖化コーナー等の設置依頼

両磐地域にある図書館（全9館）へ、計18冊の地球温暖化などに関する図書を寄贈した。

2 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動

岩手県が平成17年に定めた岩手県地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「8%削減のための8つの地球温暖化対策」を着実に推進するため、普及啓発活動を行った。

(1) CO₂ダイエット日記の普及

県で取り組みを進めている「CO₂ダイエット日記」の地域住民への普及を促進するため、「市民フェスタ」や「住まい・まちづくりフェア」へ展示し、広報活動を行った。

また、岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、取り組み者による交流会を開催した。

【日 時】平成20年10月17日（金）14時00分～17時00分

【場 所】蔵元レストラン世嬉の一

【来場者】およそ50名

(2) エコドライブ講習会の実施

県で取り組みを進めている「エコドライブ」の地域住民への普及を促進するため、県南広域振興局 地域から始める温暖化防止企画提案事業（CO₂ダイエットプロジェクト）により、講習会を開催した。

【日 時】平成21年3月7日（土）13時00分～16時30分

【場 所】一関市役所

【参加者】10名

3 会員相互の情報交換、発信

会員それぞれが行っている環境保全活動等をより高めるため、会員相互の情報交換を行うとともに、会員の活動状況を市民に報告し理解を深めた。

(1) シンポジウムの開催

環境講演会に合わせ、シンポジウムを開催した。

【日 時】平成20年8月31日（日）13時00分～14時00分

【場 所】一関文化センター 中ホール

【テーマ】「家庭でできる地球温暖化対策」

【発表者】

てんぷら油で車を走らせよう (株)バイオエスコート 代表取締役 永洞 義昭氏

炎のある暮らしの始め方 (株)岩手暖炉 代表取締役 大立目勇次氏

ソーラーパネルの時代がやってくる 工藤建設(株) 代表取締役 工藤 一博氏

【来場者】およそ70名

(2) 会員企業の情報発信

広報紙等を活用し、情報を発信した。

4 地域で実践できる協働事業の計画・実施

地域における各種団体等の行事・事業に参加・協力するとともに、地域で実践できる事業を各種団体等と協働して行った。

(1) 100万人のキャンドルナイト事業への参加・協力

平成20年6月21日(土)「一ノ関駅周辺」(グリーンハート)

平成20年12月20日(土)「大町通り」(インアーチ、グリーンハート)

(2) ブラックイルミネーションへの参加要請

ダイレクトメールにより両磐地域の企業等へ参加を要請した。(およそ50社)

(3) クールビズ、ウォームビズへの取り組み要請

ダイレクトメールにより両磐地域の企業等へ参加を要請した。(およそ50社)

(4) 「NO!レジ袋」の展開についての研究

地域住民のレジ袋の使用を減らすため、消費者、消費者団体、商店主、スーパー、清掃センター職員等でワークショップを開催し、現状や課題、手法について検討し、提言をまとめた。

第1部：学習会

【日時】平成21年3月6日(金)10時00分～12時00分

【場所】一関市役所

【コーディネーター】徳谷喜久子氏

【発表者】

レジ袋の使用を削減するこれまでの取り組みと普及への課題

一関市地域婦人団体協議会、生活クラブ生協いわて一関支部

レジ袋有料化への経緯と現状、今後の展望

株式会社 丸江

ごみの視点からのレジ袋

一関地区広域行政組合

【参加者】37名

第2部：ワークショップ

【日時】平成21年3月13日(金)10時00分～12時20分

【場所】一関市役所

【参加者】18名

参加者を3グループに分け、消費者・事業者・行政それぞれの立場からレジ袋の減量化に向けた具体的な取り組みについて検討・発表した。

(5) 自然保護活動への参加・協力

地域で実施される自然保護活動等に積極的に参加・協力した。

(6) 「いちのせきeco油田開発プロジェクト」への参画

市で実施する「いちのせきeco油田開発プロジェクト」へ参画し、事業の効果について検証するとともに、市民への周知に努めた。

(7) 省エネ家電買替えサポート融資の研究

実施について研究したが、課題が多いことから、実施は困難と判断した。

5 その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(1) 会員の拡大

ダイレクトメールによる会員募集や、各種講演会や展示ブースにおけるチラシの配布、協議会ブースの設置など、個人会員及び企業・団体会員を積極的に募集し会員の拡大を図った。

(2) 協議会ブースの設置による住民への周知

いちのせき市民フェスタ、すまい・まちづくりフェア、ゆいっこ広場など各地域で開催された行事等において協議会の周知を図った。

(3) 行政に対する施策提言の研究

住民や企業、会員が活発に意見交換を行う中で、地球温暖化対策に関する行政への施策の提言について研究するため、各地域で学習会を開催した。

第1回(地球温暖化学習会)

【日時】平成20年10月10日(金)18時30分～20時00分

【場所】川崎公民館

【進行】薄井 信次氏

【発表者】 NPO法人地球環境共生ネットワーク かんきょうネット千厩
東北電力株式会社一関営業所

【参加者】21名

第2回(地球温暖化学習会)

【日時】平成20年12月16日(火)18時30分～20時00分

【場所】油島公民館

【進行】山下 政治氏

【発表者】 クリーンセンター花泉有限会社
株式会社バイオエスコート

【参加者】12名

第3回(地球温暖化学習会)

【日時】平成21年2月28日(土)10時00分～12時00分

【場所】千厩公民館

【進行】菅原 佐喜雄氏

【参加者】7名

第4回（地域住民のレジ袋の使用を減らすワークショップ：再掲）

【日 時】平成21年3月6日（金）10時00分～12時00分

【場 所】一関市役所

【進 行】徳谷 喜久子氏

【参加者】37名

第5回（薪ストーブ入門～失敗しない薪ストーブ生活のために～）

【日 時】平成21年3月10日（火）18時00分～20時00分

【場 所】川崎公民館

【進 行】千田 典文氏

【参加者】18名

（4）一関市環境基本計画の実践

一関市環境基本計画に掲げる理念や施策について、会員並びに市民の理解を深めるため、環境基本計画について学習した。

（5）地域協議会民生用機器導入促進事業の取り組み

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある機器等（省エネ設備、薪ストーブ、小型風力・小型燃料電池システムなど）を地域でまとめて導入する地域協議会の活動に対し、国から支援を受けることができる同事業について、取り組んだ。

【件数・補助金額】 11件・2,159千円

認定第1号 平成20年度収支決算について

規約第9条第2項に基づき平成20年度収支決算について次のとおり認定に付する。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

平成20年度収支決算

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
会費	100,000	92,000	8,000	個人会員(54名) 27,000 企業・団体会員(13社・団体) 65,000
委託料	1,300,000	250,000	1,050,000	県南広域振興局 150,000 一関市 100,000
補助金	0	1,300,000	1,300,000	一関市 1,300,000
雑収入	11,265	20,205	8,940	預金利子 205 寄付 20,000
繰越金	28,735	28,735	0	
合計	1,440,000	1,690,940	250,940	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
報償費	5,500	150,000	144,500	環境講演会講師謝礼 100,000 エコドライブ講習会・学習会講師謝礼 50,000
旅費	31,920	7,350	24,570	講師宿泊代 7,350
需用費	1,400,580	1,403,180	2,600	講演会消耗品 157 学習会等消耗品 67,049 講演会看板 15,750 広報印刷費 1,299,600 講師等お茶代 1,624 発表者昼食代(3名分) 3,000 講師等夕食代(4名分) 16,000
役務費	0	29,340	29,340	燃費計送料 700 学習会等ダイレクトメール郵送料 28,640
使用料および賃貸料	0	14,341	14,341	エコドライブ講習会教習車借り上げ代 14,341
負担金	0	1,000	1,000	いちのせき市民フェスタ会費 1,000
予備費	2,000	0	2,000	
合計	1,440,000	1,605,211	165,211	

収入済額 1,690,940円 - 支出済額 1,605,211円 = 85,729円
は翌年度に繰り越すものとする。

監査報告

平成20年度収支決算について、平成21年 月 日に監査を行った結果、正当かつ正確であることを認める。

平成21年 5月16日

一関地球温暖化対策地域協議会

監事 _____

監事 _____

議案第1号 平成21年度事業計画について

会則第9条第2項に基づき平成21年度事業計画を次のとおり定める。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

1 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進

市民・事業者を対象に様々な手段による情報提供を行い、意識啓発と実践活動のきっかけづくりを進めるとともに、子どもへの環境教育と環境学習機会の充実を図るための活動を推進する。

(1) 地球温暖化に関する広報の発行

地域住民への広報活動を展開し、住民一人ひとりが行動の必要性を認識し、「できることから実行する」という意識の醸成を図る。

(2) 小中学生を中心とした環境教育活動の実施

子どもたちが日常生活を通じて、暮らしと環境との関わりを知り、今日の環境問題を解決するために自らが何をすればよいのかを考え、行動していくことをサポートするとともに、子どもたちが環境にやさしいライフスタイルを身につけていくため、市が実施する「エコ友チャレンジ」に参画する。

(3) 環境教育講師派遣事業等の実施

会員から講師として参加できる方を募り、学校や団体からの要請に応じた講師派遣を実施する。

(4) 省エネ家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫）の普及啓発

家庭における地球温暖化対策を推進するため、今年度市内で開催される予定の「住宅フェア」等において、省エネ家電の普及啓発に努める。

(5) 図書の寄贈、図書館における地球温暖化コーナー等の設置依頼

地球温暖化に関する図書の提供や、図書館内に「地球温暖化コーナー」の設置を働きかける。

2 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動

岩手県が平成17年に定めた岩手県地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「8%削減のための8つの地球温暖化対策」を着実に推進するため、普及啓発活動を行う。

(1) CO₂ダイエット日記の普及

県で取り組みを進めている「CO₂ダイエット日記」の地域住民への普及を促進するため、岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、市内の全世帯で取り組むことができるよう広報活動等を行う。

(2) エコドライブの普及

県で取り組みを進めている「エコドライブ」の地域住民への普及を促進するため、広報活動を行う。

(3) エコ8カップ等への参加

当地域の家庭や事業所など地球温暖化対策への取り組み意識を高めるため、県で実施しているエコ8カップ等への参加を会員企業等へ周知を図るとともに、協議会としても参加する。

3 会員相互の情報交換、発信

会員それぞれが行っている環境保全活動等をより高めるため、会員相互の情報交換を行うとともに、会員の活動状況を市民に報告し理解を深める。

(1) 地球温暖化学習会の開催

住民が地球温暖化の知識を高め、情報を共有し、活動の意欲を盛り上げるため、地球温暖化対策に関する学習会を開催する。

(2) 会員企業の情報発信

広報紙等を活用し、情報を発信する。

(3) 会員の参画を促進するための取り組み

会員の豊富な知識や経験を活かし、地域の地球温暖化対策を促進するため、会員を主としたセミナーやワークショップを開催するなど、会員の参画を促進する。

4 地域で実践できる協働事業の計画・実施

地域における各種団体等の行事・事業に参加・協力するとともに、地域で実践できる事業を各種団体等と協働して行う。

(1) 100万人のキャンドルナイト事業への参加・協力

(2) ブラックイルミネーションへの参加要請

(3) クールビズ、ウォームビズへの取り組み要請

(4) 「NO!レジ袋」の展開についての研究

地域住民のレジ袋の使用を減らすため、昨年度開催したワークショップにおいていただいた提言を研究し、効果的な手法について検討する。

(5) 自然保護活動への参加・協力

地域で実施される自然保護活動等に積極的に参加・協力する。

(6) 「いちのせきeco油田開発プロジェクト」への参画

市で実施する「いちのせきeco油田開発プロジェクト」へ参画し、使用済みてんぷら油の回収拡大を図ると共に、バイオディーゼル燃料の利用拡大を図るため、協議会として市民や企業にプロジェクトへの協力を働きかける。

5 その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(1) 会員の拡大

個人会員及び企業・団体会員を積極的に募集し、会員の拡大を図る。

(2) 協議会ブースの設置による住民への周知

各地域で実施されるイベント等を活用し、協議会の周知を図る。

(3) 行政に対する施策提言の研究

地球温暖化対策に関する行政への施策の提言について検討する。

(4) 地域協議会民生用機器導入促進事業への取り組み

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある機器等（省エネ設備、薪ストーブ、小型風力・小型燃料電池システムなど）を地域でまとめて導入する地域協議会の活動に対し、国から支援を受けることができる同事業について、取り組みを進める。

(5) 昼間点灯している街灯への取組み

防犯灯や道路照明灯、商店街の街路灯など、多くの照明灯があるが、日中点灯している灯具が多く見受けられることから、住民に対し意識啓発を行い、昼間点灯している街灯を無くすための取り組みを進める。

議案第2号 平成21年度収支予算（案）について

会則第9条第2項に基づき平成21年度収支予算を次のとおり定める。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会

会長 千田 恭平

平成21年度収支予算

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	個人会員(50人) 25,000 企業・団体会員(15社・団体) 75,000
委託料	0	1,300,000	1,300,000	
補助金	1,337,000	0	1,337,000	市補助金 1,337,000
雑収入	271	11,265	10,994	預金利子等 271
繰越金	85,729	28,735	56,994	
合計	1,523,000	1,440,000	83,000	

支出の部

（単位：円）

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
報償費	30,000	5,500	24,500	セミナー講師謝礼 30,000
旅費	48,100	31,920	16,180	環境教育講師派遣等事業 11,100 講師旅費 広報編集委員取材旅費 37,000
需用費	1,431,900	1,400,580	31,320	消耗品費 74,900 ダイエット日記発行用消耗品 10,000 費 広報印刷費 1,337,000 寄贈用図書購入費 10,000
役務費	10,000	0	10,000	会議資料発送代 10,000
負担金	1,000	0	1,000	いちのせき市民フェスタ会費 1,000
予備費	2,000	2,000	0	
合計	1,523,000	1,440,000	83,000	

項目間の流用は、役員会に一任する。

議案第3号 役員の選出について

会則第6条第1項に基づき次の役員の選出を求める。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会 長 千 田 恭 平

1．会長（1名）

2．監事（2名）

議案第4号 役員の承認について

会則第6条第2項に基づき次の役員の承認を求める。

平成21年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会 長 千 田 恭 平

- 1．副会長（若干名）
- 2．事務局長（1名）

一関地球温暖化対策地域協議会会則

(名称)

第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)

(目的)

第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進
- (2) 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動
- (3) 会員相互の情報交換、発信
- (4) 地域で実践できる協働事業の計画・実施
- (5) その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(組織)

第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応え会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。

- 4 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 監事は、会計の監査を行う。
- 4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協議する。
- 5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

(役員の報酬)

第8条 役員は無報酬とする。

(会 議)

第9条 会議は総会と役員会議とする。

- 2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員を選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。
- 3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。
- 4 会議の議長は会長が務める。
- 5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

- 2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

(委 任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成19年3月22日から施行する

附則(平成19年10月9日改正)

この会則は、平成19年10月9日から施行する